

# 提 言 書

大 船 渡 市 長

戸 田 公 明 殿

大 船 渡 市 議 会



## 趣 旨

大船渡市議会では、平成 31 年 3 月定例会において、簡易水道事業に関する市職員逮捕事件再発防止調査特別委員会を設置しました。

以来、当該事件の再発防止に向けて、不正事務防止及び業務改善に係る調査、研究及び提言等を行うため、精力的に活動を展開してきました。

ついては、調査結果に基づき提言しますので、再発防止と市民の信頼回復に向け、その実現に努めるよう強く求めます。

令和元年 9 月 30 日

大船渡市議会議長 熊谷昭浩

## 【信頼回復に向けて】

この度、当市で発生した市職員による委託事業の便宜を図ることで金銭を受領するという収賄事件は、刑法や地方公務員法に抵触する犯罪行為であり、公務員に対する市民からの信頼を大きく失墜させた。

今後、我々が職責を全うするためには議会、当局・職員が一丸となって再発防止に取り組まなければならない。

行政は、許認可や発注業務が存在するため、元技監自身が権力を持っているがごとく錯覚に陥ったことが事件発生原因の一つであり、改めて、職務権限を持つ管理職をはじめ職員は公僕としての立場を深く再認識すべきである。

復興期という特殊事情において、莫大な事業に追われるなかで、少額随意契約という委託事業を熟知した元技監の犯行は、冒頭陳述や検察陳述によると、常態的に不正が行なわれ、約 300 万円の金銭を元技監は受け取っていたことが明らかになり、改めて悪質さを指摘せざるを得ない。

また、元技監が一人で事業の必要性を判断し、起案、仕様書の作成のほか、見積書や請求書まで自身が作成し、その書類に関して特段チェックを行うことなく、長年に渡り疑問を持たなかった職場環境についても強く改善を求めたい。

結果として、ヒヤリング等の聴き取りでも、元技監が起案したこと等に対して口を挟めなかった、作成した書類について写真等の添付書類のルールが明確ではなかった、作成され

た書類を回議したものの疑問を感じなかった、50万円未満の契約について財政課では詳細を知ることがなかったことから、文書管理のあり方についても改善を求めたい。

特にも、簡易水道事業維持管理業務における砂上げ・洗砂業務は平成24年から株式会社佐々忠が100%の受注実績であり、その見積もりの相手方先についても固定化されていたこと、水道管維持管理業務についても、受注業者とその見積もりの相手方先も固定化されており、この状態を職場が長年見過ごして来たことは、事件発生の理由の一つである。

したがって、各種事務事業の再点検を行い、再びこのような事件を繰り返さないよう、時宜にかなった検証と改善を重ねるとともに、今回の不祥事を契機に市長以下、全ての職員が倫理観を醸成し、市民の信頼回復に努め、公正で透明性のある市民本位の行政を実現していくことを大船渡市議会として強く求めるものである。

## 【再発防止策について】

これまで調査した内容や市当局からの再発防止策等を検討した結果、下記のとおり、再発防止策を提言する。

### 記

- 1 簡易水道事業所と水道事業所の統合を視野に、業務体制や財務内容の強化を図るとともに透明性を確保すること
- 2 1の統合に至るまでの間については、簡易水道事業所長を兼務としないこと
- 3 事務職と技術職の連携を強化し、効率化と透明性を確保すること
- 4 更なる透明性の確保を図る必要があることから、簡易水道事業における維持管理業務については、少額随意契約から年間委託契約とし、競争入札の検討を深めること
- 5 透明性の確保を図る必要があることから、少額随意契約の場合には、実施伺いや施工伺い、入札や見積もり合わせ、支出負担行為伺い、発注・内容確認等の事務処理は複数人で確認する体制を構築し、少額随意契約の受注状況について公表すること

また、事業実施については、起案の段階でその必要性や適正価格を十分協議し、写真の添付など事務処理に必要な書類の明確化とルールづくりを行うこと

- 6 見積書等に押印する会社印について、不正が発生したことからチェック体制を構築すること
- 7 不正な事案が発生した場合の指名停止期間の期限を延長すること
- 8 上司の監督に従わない者に対しては、複数で指導する体制を構築するなど、管理体制の強化策を図ること
- 9 水道事業の場合には漏水など緊急性を伴う対応について、見積もり合わせを事前に行うことが出来ないことから、見積書を工夫するとともに事業実施後の受注内容について公表すること
- 10 簡易水道事業所と水道事業所で使用する資材については、同一の単価表を用い、効率性を高めること